

鶴ヶ島市公園等サポート制度実施要領

平成19年2月21日 市長決裁

平成20年3月10日 一部改正

(目的)

第1条 市が管理する公園、広場、緑地、遊歩道(以下「公園等」という。)において、協働管理者として、自主的・自発的に美化・緑化・清掃等の活動を行うことにより、公共施設に対する愛護心の増進と地域環境の向上を図り、併せて良好な地域コミュニティを形成することを目的とする。

(サポーターの定義)

第2条 この要領においてサポーターとは、市との合意に基づき、公園等の全部又は一定の区域を市の管理補助として、自主的・自発的に美化・緑化・清掃等の活動などの協働管理を行う、市内在住、在勤、在学の個人又は団体(以下「団体等」という。)をいう。

(活動内容)

第3条 公園等サポート制度による活動内容は次のとおりとする

- (1)公園等の美化・緑化・清掃等の活動に関すること
- (2)公園等の愛護心の啓発に関すること
- (3)公園等の改善提案および実施に関すること
- (4)公園等の破損等の通報に関すること
- (5)公園等の管理に関すること

(公募)

第4条 市長は広報紙、ホームページ等を通じ公園等のサポーターを希望する団体等を公募する。

2 前項のサポーターを希望する団体等とは、公園等区域の全部または一定区域を、1年以上の期間を通じ美化・緑化・清掃等の活動を行うことができる団体等とする。

(申込)

第5条 公園等のサポーターになることを希望する団体等は、市長に様式第

1号の公園等サポート制度申込書、団体によっては様式第2号の参加者名簿、様式第3号の活動計画書を提出するものとする。

(協議)

第6条 市長は、公園等サポート制度の申込があったときは、活動計画等について団体等と協議する。

(合意書)

第7条 前条の協議により合意したときは、団体等と市長は様式第4号の公園等サポート制度合意書を取り交わすものとする。

2 活動計画等の合意内容を変更する必要があるときは、双方協議の上、合意内容を変更することができる。

3 市長は、団体等が合意書の内容を行わないとき、合意内容を逸脱したときは合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。

(サポーターの解除)

第8条 団体等が活動を止めるときは、市長に様式第5号の公園等サポート制度解除申出書を提出することにより合意を解除することができる。

2 市長は、指導、助言に従わないときは、様式第6号の公園等サポート制度解除通知書により合意を取り消し、公園等のサポーターを解除することができる。

3 前第2項の規定により合意を解除するときは、団体等は管理箇所を現状回復し、市長の確認を得なければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りではない。

(支援)

第9条 市長は、団体等に対して、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行うことができる。

(1)美化・緑化・清掃等に必要な支援

(2)軍手、ゴミ袋、その他清掃用具の支給又は貸与

(3)活動に伴うゴミ処理に必要な支援

(4)活動ときに身に付ける腕章等の貸与

(5)看板の掲示

(6)活動中の事故等に対する市民総合賠償保険での対応

(7)研修会等の開催

(報告)

第10条 団体等は、毎年4月末日までに活動内容について報告を行うため、様式第7号の公園等サポート制度活動報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。